消費者啓発用クリアファイル訂正シールの作成

及び貼り付け業務委託仕様書

１　業務内容

1. 消費者啓発用クリアファイル訂正シールの作成
2. 上記①で作成した訂正シールの貼り付け

２．数量等

1. 消費者啓発用クリアファイル訂正シール　８，５００枚
2. 訂正シールの貼り付け　　　　　　　　　３，０００枚

　※①で作成した８，５００枚のうち、３，０００枚のみクリアフィ

ルに貼り付けます。

３　訂正シールの規格等

（１）サイズ：縦１００㎜×横１７８mm程度（訂正の必要な個所が隠れる程

度）

（２）用　紙：訂正用ユポタック紙♯６０

（３）印　刷：片面２色　２／０（オレンジ＋紺色）

　※訂正シールは裏うつりしない材質を使用すること。

　　　　訂正シールに使用するインクは水ににじまないこと。

178ｍｍ

【シールイメージ】

消費者ホットライン

☎１８８（いやや）

100ｍｍ

または

・お住いの市町の消費生活相談窓口

・三重県消費生活センター

☎０５９－２２８－２２１２

　　　平日　9時～12時、13時～16時

　　（祝日、振替休日、12/29～1/3を除く）

※データ及びクリアファイル３，０００枚は受託後、お渡しします

４．納品場所：三重県津市栄町１丁目９５４番地　三重県栄町庁舎３階

　　　　　　　三重県環境生活部　くらし・交通安全課消費生活センター班

　　　　　　　※貼り換えしたクリアファイル３，０００枚と訂正シールの残

り５，５００枚を納品してください。

５．納入期限：令和元年９月３０日（月）１７時まで

６．その他：仕様に明記のない事項については、担当者と協議のうえ決定するものとする。